

第六十二回 帝國議會 昭和七年法律第一號中改正法律案(満洲事件ニ關スル經費支辨)外四件委員會議錄(速記)第三回

昭和七年法律第一號中改正法律案(満洲事件ニ關スル經費支辨)ノ爲公債發行ニ關スル件(満洲事件ニ關スル經費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件)記(速記)第三回

付託議案
 昭和七年法律第一號中改正法律案(満洲事件ニ關スル經費支辨)ノ爲公債發行ニ關スル件
 (政府提出)
 昭和七年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)
 行政整理又ハ軍備整理ニ際シ退官退職シタル者等ニ交付スル公債發行ニ關スル法律案(政府提出)
 昭和七年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)
 (政府提出)
 国債ノ價額計算ニ關スル法律案(政府提出)
 職シタル者等ニ交付スル公債發行ニ關スル法律案(政府提出)
 昭和七年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)
 恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律案(政府提出)
 航空省設置ニ關スル建議案(永田良吉君外一
 提出)

同月七日恩給ノ減額補給及停止ニ關ス

府提出)

昭和七年六月八日(水曜日)午後一時三十分開議
 出席委員左ノ如シ

委員長 岡田 忠彦君

理事 山崎 猛君

理事 鈴木 義隆君

理事 小谷 節夫君

理事 西脇 晉君

理事 中村 繼男君

理事 川口 義久君

理事 小高長三郎君

理事 内田 信也君

理事 高橋熊次郎君

理事 太田 正孝君

理事 増田 義一君

理事 中野 寅吉君

理事 上原平太郎君

理事 野依 秀市君

理事 池田 敬八君

理事 清水留三郎君

理事 增田 義一君

理事 中野 寅吉君

理事 同日 委員内田信也君辭任ニ付其ノ補闕

理事 トシテ 金光庸夫君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席政府委員左ノ如シ
 内閣恩給局長 樋貝 証三君
 法制局長官 堀切善次郎君
 大藏政務次官 堀切善兵衛君
 大藏參與官 上塚 司君
 大藏書記官 川越 丈雄君
 大藏書記官 賀屋 興宣君
 委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左
 ノ如シ
 議員 大山斐瑳麿君
 大藏書記官 荒井誠一郎君
 本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
 昭和七年法律第一號中改正法律案
 (満洲事件ニ關スル件) (政府提出)
 債發行ニ關スル件(政府提出)
 昭和七年度一般會計歲出ノ財源ニ充
 ツル爲公債發行ニ關スル法律案(政

府提出)
 行政整理又ハ軍備整理ニ際シ退官退職シタル者等ニ交付スル公債發行ニ關スル法律案(政府提出)
 国債ノ價額計算ニ關スル法律案(政府提出)
 職シタル者等ニ交付スル公債發行ニ關スル法律案(政府提出)
 昭和七年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)
 恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律案(政府提出)
 航空省設置ニ關スル建議案(永田良吉君外一
 提出)

同月七日恩給ノ減額補給及停止ニ關ス
 ル法律案(政府提出)及航空省設置ニ關
 斜建議案(永田良吉君外一名提出)ノ
 審査ヲ本委員ニ付託セラレタリ

出席政府委員左ノ如シ
 内閣恩給局長 樋貝 証三君
 法制局長官 堀切善次郎君
 大藏政務次官 堀切善兵衛君
 大藏參與官 上塚 司君
 大藏書記官 川越 丈雄君
 大藏書記官 賀屋 興宣君
 委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左
 ノ如シ
 議員 大山斐瑳麿君
 大藏書記官 荒井誠一郎君
 本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
 昭和七年法律第一號中改正法律案
 (満洲事件ニ關スル件) (政府提出)
 債發行ニ關スル件(政府提出)
 昭和七年度一般會計歲出ノ財源ニ充
 ツル爲公債發行ニ關スル法律案(政

府提出)
 行政整理又ハ軍備整理ニ際シ退官退職シタル者等ニ交付スル公債發行ニ關スル法律案(政府提出)
 国債ノ價額計算ニ關スル法律案(政府提出)
 職シタル者等ニ交付スル公債發行ニ關スル法律案(政府提出)
 昭和七年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出)
 恩給ノ減額補給及停止ニ關スル法律案(政府提出)
 航空省設置ニ關スル建議案(永田良吉君外一
 提出)

果ソレニ支給セラレマス恩給ガ、定額
 ヲ給セラレルモノトハ違ヒマシテ、減
 債ノ結果自然恩給ガ減ルコトニナリマ
 ス、減俸ニ付キマシテハ、是ハ一時のノ
 措置デアルト云フ考ヲ執リマシテ、其
 結果ヲ直チニ恩給ニマテ及ボスト云フ
 ノハ適當デナイヤウニ考ヘマスノデ、
 減俸カラ生ジテ來マス恩給ノ減額ハ、
 之ヲ補給スル途ヲ講ズルノ必要ガアル
 ダラウト云フ點カラ、此第一條ヲ設ケ
 タノデアリマシテ、其趣旨ニ依リマシ
 テノ規定ヲ作ツタノデアリマス
 ソレカラ第二條ノ方ハ、ソレト多少
 趣ガ達ヒマスガ、教育職員ニ於キマシ
 テハ、恩給ヲ受ケテ居リマス者ガ又再
 任ヲ致シマシタ時ニハ、恩給ノ全部ヲ
 停止スルト云フコトハ致シマセヌデ、

○岡田委員長 開會致シマス、昨日ノ
 本議場デ、此委員會ニモウニツ併託サ
 レテ居リマスガ、其内恩給ノ減額補給及
 停止ニ關スル法律案、政府提出、是ハ
 矢張豫算ト聯關係シテ居リマスカラ、
 是マデノ案ト同時ニ御審議ヲ願ヒタイ
 ト思ヒマス、ソレニ付テ御質問ガアレ
 バ、併セテ御質問ヲ煩ハシマス
 ○山崎委員 政府委員ノ御説明ヲ此際
 停止スルト云フコトハ致シマセヌデ、

二度目ノ俸給額ガ前ノ俸給額ヨリモ少イ場合ニハ、其少イ部分ダケヲ恩給デルノデアリマス、所ガ昨年ノ減俸ニ依リマシテ俸給ノ方ガ減ジマスト、其結果此從來ノ規定ニ依リマスト、減俸額ダケハ恩給ノ方ガ増給ヲサレル——増サレルト云フ結果ニナルノデアリマス、自然他ノモノトノ間ニ權衡ヲ得ナイコトニナリマスノデ、此自然的ニ恩給ノ方ガ増給サレル所ヲ、ソレヲ元ノ儘ニシテ置クト云フ規定デアリマス、此二箇條カラ出來テ居ル法律案デアリマス、何卒御審議ヲ願ヒタイト思ヒマス

○岡田委員長 御質問ハアリマセヌ力——ソレデハ大山君

○大山斐瓈麿君 私ハ是ニハ質問ハアリマセヌ

○岡田委員長 外ノ案デ宜シウゴザイマス、昨日來付議シテアル……

○大山斐瓈麿君 國債ノ價額計算ノコトデスガ……

○岡田委員長 宜シウゴザイマス、今御質問ナサイ

○大山斐瓈麿君 前日來私ハコチラノ委員デナイ爲ニ、此處へ來テチヨイチヨイ伺ッテハ居リマシタケレドモ、全部伺ッテ居リマセヌカラ、或ハ重複ニナル點ガアルカモ知レマセヌ

○大山斐瓈麿君 多分サウ云フ御趣意アリマス

算ニ關スル法律ニ付テ、今迄ノ計算法ノ御採用ガナカツタヤウデアリマスガ、是ハドウ云フコトデゴザイマセウカ、一寸新聞デ初メテ見マシタトキニハ——原案ニハ是ガ除カレテ居ルヤウデアリマス、此點ヲ一ツ伺ヒタイ

○荒井大藏書記官 私カラ御説明致シマスガ、國債ノ評價ニ付テ只今御承知ノ通リ發行價格主義ヲ採ツテ居リマシテ、取得價格ガ發行價格ヨリ低イ場合ニハソレニ依ル、斯ウ云フコトヲ法律ニ規定スルコトニナツテ居リマス、只今御話ノ利廻リ均等ノ方法ニ依ツテ、一定ノ金額ヲ加ヘテ行クト云フ方法ヲ何故探ラナカツタカト云フ、斯ウ云フ御質問デアリマスガ、只今國債ノ發行價格ハ相當高クナツテ居リマスノデ、國債ノ時價ハ、換言シマスレバ非常ニ安クナツテ居ルヤウデアリマス、隨テ發行價格マデノ價格ヲ認メマスレバ、只今國債ヲ持ツテ居リマス者ガ澤山ノ償却ヲ致シマセヌデ、相當ノ毎年生ジマス收益カラ利益ラ計上スルコトガ出來ル、斯ウ云フ趣旨カラ詰リ「アツキユミューレーション」ノ方法ヲ、之ヲ採用シナカツタノデアラウトハ想像致シタノデアリマス

○荒井大藏書記官 只今ノ御希望ニ付ノ評價方法ニ付キマシテ、非常ナ強キキマシテハ、他ニ生命保険會社ノ財產ノ評價方法ニ付キマシテ、非常ナ強キマシテノ評價ヲシタノデアリマシテ、此法律ハ一般ノ國債ニ付キマスノデ、此法律ハ一般ノ國債ニ付キマス、隨ヒマシテ商工省ト打合セマンダ結果、商工省ニ於キマシテハ、生命保険等ノ財產ノ評價ニ付キマシテハ別途ニ考究スル、斯ウ云フコトニナツテ居リマシテノ評價ヲシタノデアリマシテ、生命保険會社ノ評價ニ付キマシテハ、別ニ考慮ヲスル方ガ適當デハナカラウカ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ル次第デアリマス、一般ノ會社ニ付キマシテハ、成程長ク公債ヲ持ツテ居リマスルガ、中ニハ或ハ直チニ處分シナケレバナラヌモノモアリマス、ソレヲ只今御話ノヤウナ、理論ノ徹底シタ方法デ評價スルコトモ、支障ヲ生ズル場合モ起ルノデアリマスカラ、其點モ御考慮願ヒマシテ、

ガ、併シ法律ヲ以テ苟モ之ヲ御決メニナル以上、當然生ズル所ノ此毎年ノ利依リマシテ財產ヲ持ツテ居リマスノデ、例ヘ公債等ニ付テモ控ヘテ居リマス、例ヘヲスルノガ根本デハナイカト考ヘラレバ五分ノ公債デモ、ソレガ六分ノ利廻ニ迴ルカラ、ソレヲ持ツテ居ル、隨ヒマシト此時價トノ相違ガ、非常ニ發行價格マス、殊ニ今御話ノ如ク、成程發行價格以下デ、非常ナ相違ガアルモノモアリマセウガ、併シ近頃御發行ニナツテ居リマスガ、國債ノ評價ニ付テ只今御承知ノ通リ發行價格主義ヲ採ツテ居リマシテ、取得價格ガ發行價格ヨリ低イ場合ニハソレニ依ル、斯ウ云フコトヲ法律ニ規定スルコトニナツテ居リマス、只今御話ノ利廻リ均等ノ方法ニ依ツテ、一定ノ金額ヲ加ヘテ行クト云フ評價ノ方法ヲ採ラナカツタカト云フ、斯ウ云フ御質問デアリマスガ、只今國債ノ發行價格ハ相當高クナツテ居リマスノデ、國債ノ時價ハ、換言シマスレバ非常ニ安クナツテ居ルヤウデアリマス、隨テ發行價格マデノ價格ヲ認メマスレバ、只今國債ヲ持ツテ居リマス者ガ澤山ノ償却ヲ致シマセヌデ、相當ノ毎年生ジマス收益カラ利益ラ計上スルコトガ出來ル、斯ウ云フ趣旨カラ詰リ「アツキユミューレーション」ノ方法ヲ、之ヲ採用シナカツタノデアラウトハ想像致シタノデアリマス

○荒井大藏書記官 只今ノ御希望ニ付ノ評價方法ニ付キマシテ、非常ナ強キキマシテハ、他ニ生命保険會社ノ財產ノ評價方法ニ付キマシテ、非常ナ強キマシテノ評價ヲシタノデアリマシテ、此法律ハ一般ノ國債ニ付キマスノデ、此法律ハ一般ノ國債ニ付キマス、隨ヒマシテ商工省ト打合セマンダ結果、商工省ニ於キマシテハ、生命保険等ノ財產ノ評價ニ付キマシテハ別途ニ考究スル、斯ウ云フコトニナツテ居リマシテノ評價ヲシタノデアリマシテ、生命保険會社ノ評價ニ付キマシテハ、別ニ考慮ヲスル方ガ適當デハナカラウカ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ル次第デアリマス、一般ノ會社ニ付キマシテハ、成程長ク公債ヲ持ツテ居リマスルガ、中ニハ或ハ直チニ處分シナケレバナラヌモノモアリマス、ソレヲ只今御話ノヤウナ、理論ノ徹底シタ方法デ評價スルコトモ、支障ヲ生ズル場合モ起ルノデアリマスカラ、其點モ御考慮願ヒマシテ、

原案ノ儘御承認願ヘレバ大變仕合ト考
○大山斐瓈麿君 實ハ此問題ハ、生命
保険會社アタリノ御意見ガ強イ熱望ノ
ヤウデアリマスガ、是ハ唯單リ保險會
社ノ問題デハアリマスマイト思ヒマ
ス、證券業者其他ニ於テモ、相當強イ希
望ガアリマスノデ、價格ノ上ニ、是ガ一
ツノ新シイ國債ノ市場ニ於ケル取引ノ
相場ノ上ニ、此法律ガ如何ニ影響スル
カト云フコトハ、無論御考ニナッテ居ル
コトデアル、ソレガ御希望ノ點デアリ、
此法律ノ目的デアラウト思フ、若シ商
工省ノ方ニ於テ、別途ニ保險會社ノ計
算法ヲ御立テニナルヤウナ繁雜ノコト
ヲ爲サルト云フ思召ガアルト云フコト
デアルナラバ、一般ニ國債價格ノ計算
法ヲ御定メニナル法律デ以テ、ソレ等
ハ當然加ハルベキデアリマス、折角國
債ヲ優遇爲サルト云フ御趣意デアリマ
スナラバ、ドウカソレヲ一般ニ均霑セ
シメラレルヤウニ、立法ノ御趣旨ヲ御
擴ゲ下サツテ、サウシテモウ一行御入レ
願フ方ガ宜イデヤナイカ、尙ホ今一寸
伺ヒマスト、釣付的ニ利廻計算法ヲ採
テハ、非常ナ不便ナ人ガアルト云フコ
トヲ伺ヒマシタガ、ソレハ矢張時價ニ依
デアリマセウカ、私共一寸其點ニ付テ
想像ガ付カヌノデアリマス、發行價格
ト取得價格トノ間ニ差額ノアッタ場合

ニ、其發行價格ニ依ルコトガ出來ルト
云フ是ハ計算法デアッテ、實際ノ大藏省
ニ於ケル國債ノ買上、償却、ソレ等ガ之
ニ依ツテ直チニ動カサレテ來ルノデナ
ル法律デアルノデアリマス、便宜ナ方
ニ依ルト云フコトニナリマスレバ、若
シ不便ナ人ガアッタナラバ、ソレハ實際
ノ取得價格デ行キマシテモ、又發行價
格デ行キマシテモ差支ナイト思フ、ド
ウカ其點ニ付テモウ一應御考慮ヲ願ヒ
タイト思ヒマス

○荒井大藏書記官 只今所謂「アツキ
ューション」ノ方法ヲ採用シテ不都
合ナ場合モ生ジ得ルダラウト思フ、
斯ウ申シ上ゲマシタノハ、詰リ公債ヲ
所有シテ居リマスル會社等ニ付キマ
シテモ、色々公債ヲ所有シテ居ル目的
ガ違フノデ、隨分長ク公債ヲ所有シテ
居ルモノニ付キマシテハ、標準價格ヲ
決メマシテ、ソレニ又一定ノ金額ヲ加
ヘテ行キマシテ、償還期ニナレバ百圓
ノ額面ニ達スルト、斯ウ云フ方法ヲ

打切りマスガ、今ノ御説明ノ一時的所
有者ニ對スル御考慮ヲ下サツテ居ルト
云フコトデアリマスガ、是ハ決シテ此
法律ハ利廻均等計算法ニナッテモ不便
スハナカラウト考ヘル、必シモソレニ
據ラナケレバナラヌコトハナイノデア
リマスカラ、不便デハナカラウカト考
シテモ拂フコトダケヲ申上ゲテ、私ノ
アルト云フコトニ致シマス、政府カラ今差額ヲ補
給シテヤルト云フヤウナコトハ考ヘテ
居リマセヌ

○西脇委員 政府ガ保證シテ致シマス
ハ地方債及社債調ペラ戴キマシタガ、
モアリマスノデ、ソレハ矢張時價ニ依
テニ對シテ爲替ノ差損ニ依ツテ非常ニ
仕拂ガ殖エルト思ヒマスガ、之ニ對シ
テドウ云フ方法デナサルカ、放任シテ
置カレルカドウカ、或ハ之ニ對スル救

員ノ方デ御分リニナラウト思ヒマスル
ハ、必シモ此法律ニ依リマシタ價格ニ依
カラ、若シ答ヘラレルナラバ答ヘテ戴
キタイ

○川越政府委員 只今ノ御質問ノ政府
ノ保證シテ居リマス地方債ナリ社債
ガ、爲替ノ下落ノ爲ニ償還ガ困難ナル
者モ頭ニ入レテ考ヘナケレバナラヌト
ダ政府ガ代ツテ直グ支拂ヲスルト云フ
立場ニ立ツテ居リマセヌノデ、今ノ所ド
ウシヤウト云フコトヲ考究シテ案ヲ
持ツテ居ル譯デハアリマセヌ

○西脇委員 昭和七年中ニ支拂フ利子
ガ約千六百萬圓アリマス、利息ハ拂ハナ
ケレバナラヌデセウ、ソレハドウ云フ
風ニナリマスカ

○西脇委員 勸銀モ三百二十萬圓バカ
リ七年度中ニ償還シナケレバナラヌ、
序デスカラ伺ヒタインデスガ、政府保
證ノ社債ガ一億六千四百萬圓バカリア
ル、其社債ヲ發行シテ居リマス重モナ
會社ヲ、大體デ宜シイガ言ツテ戴キタイ

テハ、會社カラドウカ餘リ發表シテ吳
レルナト云フコトデアリマスガ、政府關
係ノモノデ差支ナイモノハ御話シテ宜
シイカト思ヒマス、其主モナモノハ南
滿洲鐵道會社ノ社債四百萬磅、ソレカ
ラ東洋拓殖ノ方ガ米貨千六百萬弗、モ
ウ一ツ千八百萬弗ト云フノガアリマ
ス、其外ニ臺灣電力會社ノガ一千二百
萬弗、其外小サイモノガゴザイマスガ、
大體サウ云フモノデアリマス

○西脇委員 公債ノ利息ノ支拂、其他
政府ノ債務ニ屬スル海外拂ノ金ハ、矢
張爲替差損デ餘計拂ハナケレバナラ
ヌ、其不足金ハドウ云フ風ニ昭和七年
度中ニ見積ツテアリマスカ

○川越政府委員 主トシテ政府ノ外債
ノ元利拂ニ關スルノデアリマスガ、貨
幣交換差金ト致シマシテ、大藏省所管
ニ二千六百萬圓程見積ツテアリマス、但
シ追加豫算ニ要求シマシタノハ二千四
百何萬圓デ、百三十萬圓ガ實行豫算ナ
ノデアリマシテ、兩方合セマシテ二千
六百萬圓ト云フモノガ、今ノ御話ノ用
途ニ充テルコトニナッテ居リマス

○西脇委員 序デスカラ……新規公債
ノ昭和七年度ニ發行サレルモノ、利息
ハドウナッテ居リマスカ、又滿洲事件ニ
伴フ上海其他ノ騷動ノアッタ處デ、外國
人ニ損害ヲ與ヘル、サウ云フ點カラ賠
償ト云ヒマスカ、救濟費ト云ヒマスカ、

サウ云フモノニ付テ見積ツテアルカド
ウカ、マダ其時期ニ或ハ切迫シテ來ナ
カ、何カ調ベタモノガアルカドウカヲ
大藏省ハ考ヘテオイデニナルカドウ
カ、何カ調ベタモノガアルカドウカヲ
伺ヒマス

○川越政府委員 昭和七年度ニ新規發
行致シマスル公債ノ利息ハ、實行豫算
ノ中ニ見積ツテアリマス、但シ實行豫算
ノ金ハ隨分剩ツテ居ルノガアリマスノ
デ、一般會計ニ於キマシテハ追加豫算
ヲ出サヌデモ、前年度豫算ノ施行豫算
ノ範圍内ニ於テ賄ヘル爲ニ、追加豫算
ニハ要求シテ居リマセヌガ、實行豫算
ノ中ニハ見積ツテ居ル、上海事件等ニ於
キマシテ、外國人ニ與ヘタル損害ノ賠
償ノ問題ハ、目下外務省ニ於テ調查致
シテ居リマスノデ、ドウナリマスカ、マ
ダ結論ニ達シテ居リマセヌノデ、豫算
デハマダ其點ハ考ヘテ居リマセヌ、今
度ノ豫算ニモ計上シテアリマセヌ、目
下外務省ノ方デ調査シテ居ル狀態デア
リマス

○岡田委員長 モウ御質問ハアリマセ
ヌカ——アリマセヌケレバ是ヨリ休憩
致シマシテ、二時半ヨリ再會致シマス
午後一時五十六分休憩

「アリマセヌ」ト呼フ者アリ
明日ノ午前十一時ニ會議ヲ開イテ、其
會ニ於テ討論ヲ致シ、引續キ採決スル
コトニ致シマスカラ、左様御承知ヲ願
ヒマス、今日ハ是デ散會致シマス
午後二時五十分散會

開キマス、モウ御質問ハアリマセヌカ
「アリマセヌ」ト呼フ者アリ
レバ質問ハ是デ打切りマス、ソレカラ
明日ノ午前十一時ニ會議ヲ開イテ、其
會ニ於テ討論ヲ致シ、引續キ採決スル
コトニ致シマスカラ、左様御承知ヲ願
ヒマス、今日ハ是デ散會致シマス
午後二時五十分散會

○岡田委員長 御質問ガアリマセヌケ
レバ質問ハ是デ打切りマス、ソレカラ
明日ノ午前十一時ニ會議ヲ開イテ、其
會ニ於テ討論ヲ致シ、引續キ採決スル
コトニ致シマスカラ、左様御承知ヲ願
ヒマス、今日ハ是デ散會致シマス
午後二時五十分散會